

学校給食の無償化を求める要望意見書

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たしています。全国の公立学校では令和3年5月1日現在で小学校で99.7%、中学校で98.2%が学校給食が実施されていることも、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、国が公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

そもそも憲法が定める「義務教育の無償」とは、授業料だけではなく、昭和26年の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学び、成長する権利を保障することは、社会全体の責任です。とりわけ、昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がなければなりません。

北海道では、学校給食費の無償化を実施している市町村が、令和4年5月1日現在で40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくありません。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣